

重要事項説明書
<令和7年11月1日現在>

訪問看護・介護予防訪問看護

当事業所は戸田中央メディカルグループ（以下TMGという）の訪問看護事業所です。TMGは「愛し愛される」を理念とし、地域の医療・介護・保健・福祉のトータルヘルスケアを提供するグループです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団 東光会
代表者	中村 肇
事業者の所在地	埼玉県戸田市本町1丁目19番3号

2. 事業所の概要

事業の種類	指定訪問看護事業（介護保険・医療保険）		
事業所名	北総白井訪問看護ステーション		
所在地	千葉県白井市根331-2		
電話(代表)	047-498-1088	FAX	047-498-3310
指定番号	千葉県1274200433号		
開設年月日	平成24年8月1日		
実施地域	白井市全域、船橋市・鎌ヶ谷市・印西市についてはステーションから 7 km圏内		
営業日	月曜日から土曜日（祝日及び12月30日午後～1月3日を除く）		
営業時間	8：30～17：00		
サービス提供体制	緊急時訪問看護、特別管理、ターミナルケアの各加算に係る体制を整備しています。		
併設事業所	指定介護予防訪問看護、及び指定居宅介護支援事業所を併設しています。		

※ 上記の「実施地域」以外にお住まいの方もご相談下さい。

3. 訪問看護事業の目的と運営方針

1) 目的

利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身機能の維持回復、生活機能の維持向上を図ることが目的です。また、在宅療養における利用者の意思決定を支援し、人生の最終段階における意思決定や在宅療養を支援します。

2) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問看護を提供します。

- ・介護保険法、その他関係法令を遵守します。
- ・療養上の目標を設定し計画的に訪問看護を提供します。
- ・定期的に訪問看護等の質を評価し常に改善に努めます。
- ・地域との結びつきを重視し、関係市区町村、主治医、居宅介護支援事業者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

重要事項説明書
<令和7年11月1日現在>

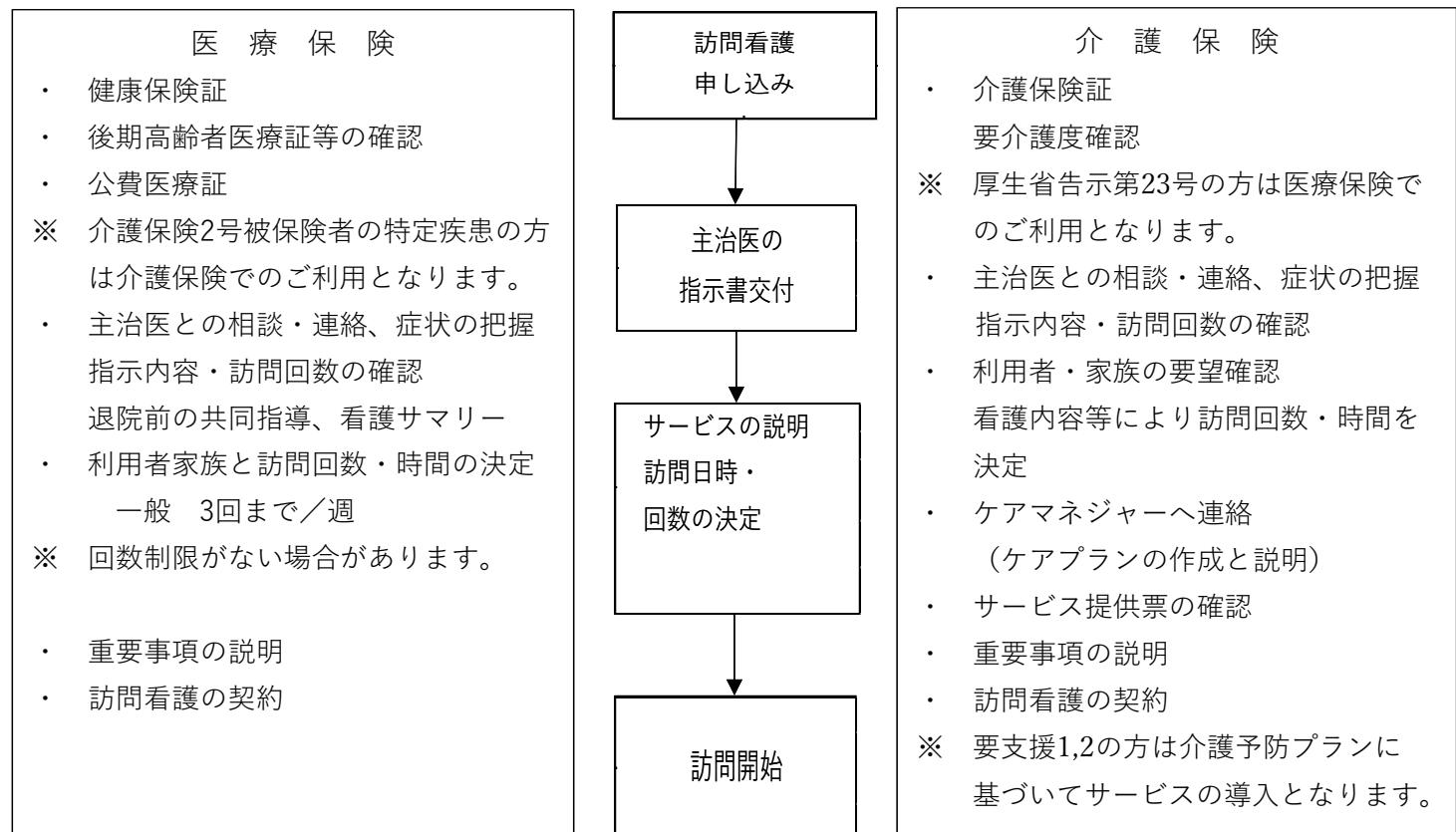
訪問看護・介護予防訪問看護

4. 職員体制

職種	資格	業務	常勤	非常勤	兼務	合計
管理者	看護師	従業者及び業務の管理、適時訪問看護も行う	1名			1名
従業者	看護師	訪問看護	6名	0名	0名	6名
	保健師	訪問看護	0名	0名	0名	0名
	准看護師	訪問看護	0名	0名	0名	0名
	理学療法士	訪問看護の一環としてのリハビリテーション	0名	0名	0名	0名
	作業療法士	訪問看護の一環としてのリハビリテーション	0名	0名	0名	0名
	言語聴覚士	訪問看護の一環としてのリハビリテーション	0名	0名	0名	0名
	事務職	保険請求他の事務業務、及び看護補助業務	1名	0名	0名	1名

5. 訪問看護の提供方法

訪問看護のお申込みからサービス開始まで



重要事項説明書
<令和7年11月1日現在>

訪問看護・介護予防訪問看護

6. 訪問看護の内容

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪・口腔ケア等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等療養生活上の世話
- (4) 服薬の管理・援助
- (5) 褥瘡の予防・処置
- (6) リハビリテーション
- (7) 緩和ケア、看取りのケア
- (8) 認知症ケア
- (9) 家族への療養上の相談・指導、家族の健康管理
- (10) カテーテル等の医療器具・機器の管理
- (11) その他医師の指示による医療処置

7. 利用料

- 1) 基本利用料は介護保険法等に定められた基準によるものとし保険負担割合に応じた額とします。但し、介護保険の支給限度額を超えた額は、全額利用者の自己負担となります。
 - 2) 基本利用料のほか、その他の利用料として以下の支払いをいただく場合があります。
 - ・利用者の選定及び同意に基づき提供される指定訪問看護に係る特別の料金（各種加算料金）
 - ・交通費（医療保険利用者のみ実費相当額をいただきます）
 - ・自費（保険外）による訪問看護サービス提供に係る費用
 - ・オムツ代金等指定訪問看護の提供以外に要する物品の費用がかかった場合には、実費相当額をいただきます。
 - 3) 訪問看護の提供にあたっては、あらかじめご利用者へ基本利用料並びにその他の利用料の内容や額の説明を行い同意を得ます。利用料の支払いを受ける場合には、費用の細目を記載した領収証及び明細証を交付します。
- ※ 詳細は「契約書別紙」をご参照ください。

8. キャンセル・変更について

訪問看護をキャンセル及び変更される場合は、前日の営業時間内にご連絡ください。当日キャンセルの場合にはキャンセル料が発生します。但し体調不良による緊急受診、入院等の場合はこの限りではありません。

9. 利用料金の請求と支払い方法

- 1) 支払い方法は銀行等の指定口座からの口座振替によるものとします。
- 2) 月毎の清算とし当該月分の請求書を翌月の10日前後に発行します。ご利用翌月の26日に自動引き落としとなります。引き落としの完了確認後、領収書を発行します。
- 3) 残高不足で引き落としができなかった場合は、翌月に合わせて請求させていただきます。2か月間続けて引き落としができなかった場合は、振り込み又は現金で集金させていただきます。
- 4) 領収書の再発行はいたしません。確定申告の医療費控除等を受ける場合等に必要です。大切に保管してください。

10. 緊急時における対応方法

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。

重要事項説明書
<令和7年11月1日現在>

訪問看護・介護予防訪問看護

11. 相談、苦情の対応

1) 相談・苦情の対応体制

担当者	事業所管理者 平澤 朋子
対応体制	受付時間 事業所の営業時間中 申出方法 ☎番号 047-498-1088 FAX 047-498-3310 面談 事業所又は利用者の居宅へ伺います。
対応の基本的な方法	事業者は相談・苦情を受付後、速やかに苦情に係る事実の確認を行い、その結果に基づき必要な改善策を検討立案し、利用者又は家族に説明するとともに改善策を実施。その後も適時改善策の実施状況を点検し再発防止に努めます。

2) 行政機関その他の苦情受付機関

白井市健康福祉部高齢者福祉課	☎番号 047-492-1111
鎌ヶ谷市高齢者支援課介護保険係	☎番号 047-445-1141
船橋市健康福祉局福祉サービス部介護保険課	☎番号 047-436-2302
印西市健康福祉部介護保険課悔悟保険班	☎番号 0476-42-5111
千葉県国民健康保険団体連合会	☎番号 043-254-7428

12. 事故発生時の対応

- 訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、区市町村等に連絡等を行うとともに必要な措置を講じます。
- 事故の状況及び講じた措置等について記録し、原因を分析し再発防止対策を講じます。

13. 個人情報の保護

利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人の情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

- 利用者又は家族の個人情報については、事業者での訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的には利用しません。外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得ます。
- 事業所の職員は、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者及び家族の秘密を漏らしません。利用者との契約終了後及び従業者の退職後においても同様です。

14. 虐待防止のための措置

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、指針の整備、担当者の設置、定期的な委員会開催等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待防止を普及・啓発するための研修の実施等を行います。

- 当該事業所看護師等、又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した者は、利用者の生命又は重大な危険が生じている場合、これを速やかに区市町村に通報します。また養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した者は、これをすみやかに区市町村に通報するよう努めます。
- 虐待防止検討委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 事業者は次のとおり担当者を定めます。 担当者 平澤 朋子

<令和7年11月1日現在>

15. 身体拘束等の適正化のための措置

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- 1) 身体拘束等適正化のための指針・マニュアルに即して、定期的な委員会開催を行いそれを職員に周知します。
- 2) 身体拘束等を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間や利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録します。
- 3) 職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

16. 業務継続にむけた取り組み

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 1) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 3) 大規模災害や感染症発生、交通災害等により職員が不足し通常の訪問看護が提供できない場合があります。有事の際の対応を利用者と相談して必要な措置を講じます。

17. 感染症対策について

感染症の予防、及びまん延の防止のため次の措置を講じます。

- 1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 4) 職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

18. ハラスメントの防止

事業者は訪問看護等の現場で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる職場環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

- 1) 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える物理的又は身体的・精神的・性的な暴力・ハラスメントは組織として許容しません。
上記は当該法人職員、各関係事業者、利用者及びその家族等が対象となります。
- 2) ハラスメント事案が発生した場合、TMG規程、マニュアル等に則り即座に対応します。
- 3) 職員に対しハラスメントの知識、対応等について研修等を実施します。また定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解除等の措置を講じます。

19. その他

- 1) 学生の実習

事業所では看護大学や看護専門学校等の学生実習を受け入れています。ご都合をお伺いして看護師と一緒に訪問させて頂く場合があります。

重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護

<令和7年11月1日現在>

2) 訪問看護の提供記録

事業者は訪問看護の提供に関する記録を整備し、訪問看護契約の終了後、介護保険利用者は2年間、医療保険利用者は5年間、保存します。

利用者は事業者に対し訪問看護の提供に関する記録の閲覧、又は謄写を請求することができます。謄写に関する費用は

訪問看護・介護予防訪問看護 契約書別紙【料金表】

< 令和 7年 11月 1日現在 >

【介護保険】

(1) 基本料金

訪問看護 (基本料金)					介護予防訪問看護 (基本料金)					
訪問時間	単位数	費用額	自己負担分／回			単位数	費用額	自己負担分／回		
		10割	1割	2割	3割		10割	1割	2割	3割
20分未満 (*算定要件あり)	314単位	3,271円	328円	655円	982円	303単位	3,157円	316円	632円	948円
30分未満	471単位	4,907円	491円	982円	1,473円	451単位	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上60分未満	823単位	8,575円	858円	1,715円	2,573円	794単位	8,273円	828円	1,655円	2,482円
60分以上90分未満	1128単位	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円	1090単位	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
理学療法士等の場合 1回20分	294単位	3,063円	307円	613円	919円	284単位	2,959円	296円	592円	888円

※訪問看護費の額は、介護保険法に基づいた単位数に、地域区分（6級地10.42円）の単価を乗じた額となっております。なお利用料自己負担額は[（基本単位数+サービス提供体制強化加算）×月間利用回数+各種加算単位数]に地域区分を乗じた額となるため、料金表の金額と若干の誤差が生じる場合があります。

※理学療法士等による訪問看護は、1回当たり20分以上とし、週に6回を限度として訪問できます。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護による訪問看護

項目	単位数／月	費用額	自己負担分／回		
		10割	1割	2割	3割
定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携による訪問看護	2961単位	30,853円	3,086円	6,171円	9,256円
*要介護5の利用者（上記項目単位に800単位加算）	3761単位	39,189円	3,919円	7,838円	11,757円
*月途中の利用開始/終了 *短期入所 *区分変更時	97単位	1,010円	101円	202円	303円
	0単位	円	円	円	円

(3) 各種加算料金

項目	内容	単位数	費用額	自己負担分		
			10割	1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算（I） (月1回)	必要に応じての緊急訪問対応契約	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問看護加算（II） (月1回)		574単位	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算 I (月1回)	悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算 II (月1回)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250単位	2,605円	261円	521円	782円
複数名訪問加算 I	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合	254単位	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上	402単位	4,188円	419円	838円	1,257円
4. 職員体制	1人の看護師と1人の補助者が同時に訪問看護を行う場合 30分未満	201単位	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上	317単位	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問看護加算	90分以上の訪問看護を行う場合	300単位	3,126円	313円	626円	938円
サービス提供体制強化加算（I）	厚生労働大臣が定める基準に適合	6単位	62円	7円	13円	19円
		3単位	31円	4円	7円	10円
ターミナルケア加算	在宅で看取りに必要なケアがなされた時	2500単位	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
初回加算（I）	病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算（II）	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	300単位	3,126円	313円	626円	938円

退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250単位	2,605円	261円	521円	782円
看護体制強化加算(Ⅰ)	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価、基準に適合している場合	550単位	5,731円	574円	1,147円	1,720円
看護体制強化加算(Ⅱ)		200単位	2,084円	209円	417円	626円
看護体制強化加算(予防訪問看護)		100単位	1,042円	105円	209円	313円
早朝・夜間加算	6時～8時・18時～22時			単位数の25%		
深夜加算	22時～6時			単位数の50%		
専門管理加算	緩和ケア等に係る専門の研修を受けた看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250単位	2,605円	261円	521円	782円
口腔連携強化加算	口腔の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合	50単位	521円	53円	105円	157円

* サービス提供体制強化加算のみ1回の訪問毎に算定されます。
 * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日サービス提供証明書を保険者の窓口に提出しますと、自己負担額との差額の払い戻しを受けることができます。
 * 主治医の診療に基づき、一時的に頻回な訪問看護の必要性を認めた場合は、特別訪問看護指示書の交付により医療保険にて訪問します。

(令和6年6月1日改定)

【医療保険】

* 訪問回数は厚生労働大臣の定める疾病等及び特別訪問看護指示書が交付された場合を除き、週3日までとなっています。

* 訪問時間は30分以上1時間30分未満となっています。

* 料金は下記の通りですが、自己負担分は保険の種類などにより異なります。(1～3割)

* 生活保護、精神、難病等公費を利用する場合は料金が異なります。なお利用料自己負担額は[(基本療養費+管理療養費) × 月間利用回数 + 各種加算額] の合計金額を10円未満四捨五入した額となるため、料金表の金額と若干の誤差が生じる場合があります。

* 各種保険の利用がない場合は、別途その他料金を請求させていただきます。

(1) 基本料金 (基本療養費と管理療養費を合わせて請求)

項目	内容	費用額	自己負担分／回		
		10割	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 保健師、助産師、看護師による場合	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が(他事業所や医療機関等との共同)訪問した場合	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者で同一日複数者	週3日まで 同一日2人	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			278円	556円	834円
	週4日目以降 同一日2人	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			328円	656円	984円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	週3日まで 同一日3人	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			278円	556円	834円
	週3日まで 同一日2人	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			278円	556円	834円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護・算定期件あり	8,500円	850円	1,700円	2,550円
管理療養費	機能強化型以外(月の初日)	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	機能強化型I(月の初日)	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
	機能強化型II(月の初日)	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
	機能強化型III(月の初日)	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	月の2日目以降 管理療養費1	3,000円	300円	600円	900円

	管理療養費2		2,500円	250円	500円	750円
精神科基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
精神科基本療養費（Ⅲ）	同一建物居居 住者で同一複 数者(30分未満 の場合は別)	週3日まで (30分以上)	同一日2人	5,550円	555円	1,110円
		同一日3人	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降 (30分以上)	同一日2人	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		同一日3人	3,280円	328円	656円	984円
精神科基本療養費（Ⅳ）	外泊中の訪問看護・算定要件あり		8,500円	850円	1,700円	2,550円

(2) 各種加算料金

項目	内容	費用額		自己負担分／回		
		10割	1割	2割	3割	
24時間対応体制加算（月1回）	(イ) 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組みが行われている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
	(イ) 以外	6,520円	652円	1,304円	1,956円	
緊急訪問看護加算	診療所、在宅療養支援病院との連携により緊急訪問した場合	2,650円	265円	530円	795円	
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
精神科緊急訪問看護加算（月1回）						
夜間・早朝訪問看護加算	6時～8時・18時～22時	2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算	22時～6時	4,200円	420円	840円	1,260円	
特別管理加算（月1回）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等や留置カテーテルを使用している場合など	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
	在宅酸素・経管栄養、訪問点滴注射管理指導、真皮を超える褥瘡の状態等	2,500円	250円	500円	750円	
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護 特別訪問看護指示書による利用者、特別な管理を必要とする者は週1回、15歳未満の超重症児・準超重症児、15歳未満の医療的ケア児は週3回	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
複数名訪問看護加算 *週3日を限度	看護師、保健師、助産師、理学・作業療法士・言語聴覚士と同行	週1回	同一敷地内2人まで	4,500円	450円	900円
		1日に1回	同一敷地内3人以上	4,000円	400円	800円
	准看護師と同行	週1回	同一敷地内2人まで	3,800円	380円	760円
		1日に1回	同一敷地内3人以上	3,400円	340円	680円
	その他の職員と同行	週3回まで	同一敷地内2人まで	3,000円	300円	600円
		1日に1回	同一敷地内3人以上	2,700円	270円	540円
	その他の職員と同行（厚生労働大臣が認める場合）1日1回	週3回まで	同一敷地内2人まで	3,000円	300円	600円
		1日に1回	同一敷地内3人以上	2,700円	270円	540円
	その他の職員と同行（厚生労働大臣が認める場合）1日2回	週3回まで	同一敷地内2人まで	6,000円	600円	1,200円
		1日に2回	同一敷地内3人以上	5,400円	540円	1,080円
	その他の職員と同行（厚生労働大臣が認める場合）1日3回以上	週3回まで	同一敷地内2人まで	10,000円	1,000円	2,000円
		1日に3回	同一敷地内3人以上	9,000円	900円	1,800円
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士と同行	1日1回	同一敷地内2人まで	4,500円	450円	900円
			同一敷地内3人以上	4,000円	400円	800円
		1日2回	同一敷地内2人まで	9,000円	900円	1,800円
			同一敷地内3人以上	8,100円	810円	1,620円
		1日3回以上	同一敷地内2人まで	14,500円	1,450円	2,900円
			同一敷地内3人以上	13,000円	1,300円	2,600円
	准看護師と同行	1日1回	同一敷地内2人まで	3,800円	380円	760円
			同一敷地内3人以上	3,400円	340円	680円
		1日2回	同一敷地内2人まで	7,600円	760円	1,520円
			同一敷地内3人以上	6,800円	680円	1,360円
		1日3回以上	同一敷地内2人まで	12,400円	1,240円	2,480円
			同一敷地内3人以上	11,200円	1,120円	2,240円
	看護補助者・精神保健福祉士と同行		同一敷地内2人まで	3,000円	300円	600円

		同一敷地内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
難病複数回訪問加算	1日につき	同一敷地内 2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一敷地内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上 訪問の場合	同一敷地内 2人まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一敷地内 3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
乳幼児加算（6歳未満）	(1日につき)					
	(イ) 6歳未満乳幼児	1,300円	130円	260円	390円	
	(ロ) 6歳未満かつ超重症児、準超重症児	1,800円	180円	360円	540円	
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	* 特別管理加算対象の方の場合追加加算	2,000円	200円	400円	600円	
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院時日に在宅において療養上必要な指導を行った場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
	長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行った場合	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	※月2回まで	2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	2,500円	250円	500円	750円	
専門管理加算（月1回）	緩和ケア、褥瘡又は人工肛門ケア等に係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を終了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円	
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費Ⅰ	自宅	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	ターミナルケア療養費Ⅱ	施設	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
情報提供療養費1	区市町村等		1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費2	学校、保育所等入学入園、転学転園時		1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費3	入学・入所の際		1,500円	150円	300円	450円
DX情報活用加算（月1回）	医療DX情報活用した訪問看護の提供		50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	訪問看護ステーションの処遇改善	780円	78円	156円	234円	
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ-()						

【他の料金について（自費）】

(1) 訪問看護キャンセル料金（消費税込）		当日ご連絡を頂いた場合	0円	
		当日もご連絡がなく、職員が出向いた場合	2,000円	
(2) 交通費	介護保険利用	実施地域以内の方	0円	
		実施地域を超えた地点から1km増すごとに	100円+税	
	医療保険利用	0~2km	0円	
		2~5km	100円+税	
		5km以上	1kmごとに+100円+税	
(3) エンゼルケア（死後の処置）料金（消費税込）			実費	
(4) 医療保険の方の求めに応じて、営業日以外・営業時間外に臨時で訪問した場合で、緊急訪問看護加算・夜間早朝訪問加算・深夜訪問加算を算定できない場合（消費税込）			20,000円+税	
		ア) 訪問時間が2時間を超えた場合の加算（30分につき）	3,000円	
		イ) 営業時間外 17:15~8:45 の加算（30分につき）	5,000円	
		ウ) 営業日以外（土日・祝日・年末年始）の加算（30分につき）		
		8:45~17:15	5,000円	
		17:15~22:00	7,000円	
		22:00~7:00	9,000円	

	7:00~8:45	7,000円
(5) 医療保険・介護保険が利用できない時の訪問看護（消費税込）		
	営業時間内1回につき(60分)	9,000円
	営業時間外、17:15~22:00	11,000円
	深夜22:00~7:00	13,000円
(6) 休日加算（医療保険の方に営業日外、営業時間外に訪問した際の加算）		3000円
(7) やむをえず領収書を再発行した場合（再発行月毎）		1,000円
(8) 記録開示に係る手数料	閲覧（立会い：1件1時間あたり）	2,000円
	閲覧（口頭による説明付き立会い：1件1時間あたり）	5,500円
	複写の提供（1枚につき）	22円
	電子媒体による記録の場合（用紙への出力1枚につき）	22円
	CD代（1枚）	1,000円
	事務手数料	5,500円